

公共事業労務費調査オンラインシステムの基本操作・・・調査対象企業（下請企業）向け

調査対象企業（下請企業）が、アカウントを発行して調査書類を提出するまでの基本操作は、下図①～⑮のとおりとなります。

※企業アカウント作成には、「オンライン調査案内書」が必要となります。未だ受領していない場合は、地方連絡協議会構成機関にお問い合わせください。
※事前に、調査書類の確認資料を、PDF 化して PC に保存しておくこととアップロード作業がスムーズに行えます。

